

山田みやこの活動報告

平成30年9月24日(月)

「種子法廃止に伴う農業分野への影響」と題して

元 農林水産大臣・弁護士の山田正彦氏より講演

種子があることで日本の米・麦・大豆は守られてきた。米の種子は各県の農業試験場で雑種の混入、不良な種を除いて増殖させ、厳格に監査した「優良な品種を公共品種として」コシヒカリなど1キロ500円と安価で提供できた。今後地域にあった多様な品種(米だけでも300種)を提供できるようになる。

種子法が廃止されると主要穀物の種子がすべて民間会社に任されてしまう。すると農家は4~8倍の価格での購入になりかねない。F1品種は自家採取できないため毎年新たに種子を買うことになる。また民間会社との契約で肥料・農薬などの資材はすべて購入が義務付けられ、収穫した米も他には出荷できない。種子は現在90%が海外生産になっていて、主要穀物はまだ国産で自給しているが、それが危うくなり食糧の安全保障の危機に繋がる。

今後、日本が蓄積してきたコメ等の原種、原産、優良品種の知見を全て民間に提供することになっているため、外資にロイヤルティを支払うことになる可能性がある。

種子法廃止後の都道府県の役割は、条例を作り優良種子の安定供給の維持をしていくことになる。海外の大企業に支配される農業にしてはならない。

さらに、もうひとつ遺伝子組み換え農産物の承認がTPP批准後急速に日本は拡大している。

これも大変憂慮すべきこと。

地方から国へ遺伝子組み換えはNOという運動をしていくべきだと強いメッセージを発信。

人間の源である食の安全、正しい情報と世界の動きをキャッチして地方から国を動かす大きなうねりを出していかなければならない。

種子法廃止にともなう
農業分野への影響

元農林水産大臣・弁護士
山田正彦

1

- 日本はTPP協定を批准しているため、この国会でTPP協定に沿って国内法の整備に取りかかっている
※韓国: 米韓FTAによって国内法200本を変更
- 主要農産物種子法を廃止
- 農業競争力強化支援法
- 水道法の改定(民営化)
- 官民連携推進法
- カルタヘナ法の改正
- 農村地域工業誘導推進法
- 市場法の改正(事実上廃止)
- 漁業法改訂(漁業権を企業に)

2

■ この背景には2016年、日本がTPP協定に署名するときのTPP協定並行会議に関する日米交換文書によるものである
「日本政府は投資家の要望を聞いて、各省庁に検討させ必要なものは規制改革会議に付託し、同規制改革会議の提言に従う」